

(別紙)

諮問番号：令和3年諮問第3号

答申番号：令和3年答申第5号

## 答申書

### 第1 京都府行政不服審査会（以下「審査会」という。）の結論

本件諮問に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

### 第2 事案の概要

本件は、○福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）に関して、審査請求人は、自身が購入した掃除機に対し家具什器費の特別基準の「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日付け社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第7の2の(6)のアの2万9,600円の範囲内での特別基準（以下「特別基準①」という。）でなく、同通知第7の2の(6)のアなお書きの4万7,100円の範囲内での特別基準（以下「特別基準②」という。）が適用されるべきであるとして、本件処分の取消しを求める事案である。

### 第3 審査請求に至る経過等

審査請求に至る経過等については、次のとおりである。

- 1 令和元年10月21日、審査請求人は、処分庁に対し生活保護法に基づく保護を申請し、処分庁は審査請求人世帯の保護を開始した。
- 2 令和2年3月17日、処分庁は、審査請求人が掃除機を購入するための家具什器費の支給を求めた同月7日付けの保護変更申請に対し、家具什器費は特別基準①の範囲内で支給することとされており、真にやむを得ない事情がない限り、特別基準②は認められないことを教示した。
- 3 令和2年4月2日、処分庁は、審査請求人に対し特別基準①を超える掃除機を購入する理由について確認したが、審査請求人は特に理由はないと回答した。
- 4 令和2年4月24日、処分庁は、特別基準②を設定すべき「真にやむを得ない事情」を確認することができなかつたため、特別基準①を設定し、その上限である2万9,600円を家具什器費として支給する本件処分を行った。
- 5 令和2年5月10日、審査請求人は、審査庁に対し、本件処分に係る審査請求書を提出した。

#### 第4 審査関係人の主張の要旨

##### 1 審査請求人の主張

審査請求人は、当該掃除機の購入については、家具什器費が支給される上限が特別基準②となる「真にやむを得ない事情」に該当すると主張し、本件処分の取消を求めている。

##### 2 処分庁の主張

処分庁は、審査請求人の掃除機の購入については、保護開始直後であり家具什器費の必要性は認められるものの、問答集問7-43（答）において示されている特別基準②を設定すべき「真にやむを得ない事情」を確認することができなかつたため、特別基準①を設定し、その上限である2万9,600円を家具什器費として支給した本件処分は適法かつ適正に行われたものであり、本件審査請求を棄却するとの裁決を求めている。

#### 第5 法令の規定等について

1 法第4条第1項は、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と補足性の原理を規定し、法第8条第1項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」と規定し、法第9条は、「保護は、要保護者の年齢別、性別、健康状態等その個人又は世帯の実際の必要の相違を考慮して、有効且つ適切に行うものとする。」と必要即応の原則を規定している。

2 「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日付け厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第7の2は、「臨時的最低生活費（一般扶助費）は、次に掲げる特別の需要のある者について、最低生活に必要な不可欠な物資を欠いていると認められる場合であつて、それらの物資を支給しなければならぬ緊急やむを得ない場合に限り、別に定めるところにより、臨時的に認定するものであること。なお被服費等の日常の諸経費は、本来経常的に最低生活費の範囲内で、被保護者が、計画的に順次更新していくべきものであるから、一時扶助の認定にあつては、十分留意すること。」とし、「次に掲げる特別の需要」として、次官通知第7の2の(3)は、「新たに保護開始する際等に最低生活の基盤となる物資を欠いている場合の特別需要」を挙げている。

3 一時扶助としての家具什器費について、局長通知第7の2の(6)のAは、「被保護世帯が次の(A)から(オ)までのいずれかの場合に該当し、(中略)家具什器を必要とする状態にあると認められるときは、29,600円の範囲内において特別基準の設定があつたものとして家具什器(中略)を支給して差し支えないこと。なお、真にやむを得ない事情により、この額により難いと認められるときは、47,100円の範囲内において、特別基準の設定があつたものとして家具什器(中略)を支給して差し支えないこと」とし、局長通知第7の2の(6)のAの(A)の場合として「保護開始時において、最低

生活に直接必要な家具什器の持合せがないとき」を挙げている。

- 4 家具什器費における特別基準の設定について示した問答集問7の43（答）は、局長通知第7の2の(6)のAのなお書きにいう「真にやむを得ない事情」については、「例えば、災害にあい家具の大部分を失った場合や、長期間入院していた単身者が、退院して新たに自活するに際し全く家具什器を所持していない場合などが考えられる。家具什器費の認定に当たっては地域における低所得世帯の生活実態、当該世帯人員の状況等からみて、最低生活に必要な最小限度の家具什器の程度を的確にとらえるとともに、例えば、罹災世帯であれば消失の程度、他からの援助の有無等を十分調査検討の上取り扱う必要がある。」としている。

## 第6 審理員意見書及び諮問の要旨

### 1 審理員意見書の要旨

(1) 本件請求には、理由がないから、棄却されるべきである。

(2) 理由

ア 審査請求人は、新たに保護が開始された直後で、掃除機を保有しておらず、家事什器費の必要性が認められることから、次官通知第7の2の(3)の「新たに保護開始する際等に最低生活の基盤となる物資を欠いている場合の特別需要」が認められるとして、臨時的生活費（一時扶助費）を認定した点に誤りは認められない。そして、局長通知第7の2の(6)のAのなお書きの「真にやむを得ない事情」により、特別基準①により難いと認められるときに限り、特別基準②の設定があったものとして家具什器費を支給することが認められるところ、審査請求人は、処分庁に対して、特別基準①を超える掃除機を購入する理由について、特に理由はない旨を回答したことから、局長通知第7の2の(6)のAのなお書きにいう「真にやむを得ない事情」は認められないとして、特別基準①を設定し、その上限である2万9,600円を家具什器費として支給した本件処分に違法又は不当な点は認められない。

イ したがって、本件処分は、法令等の定めるところに従って適法かつ適正になされたものであり、違法又は不当な点は認められない。

### 2 審査庁による諮問の要旨

(1) 諮問の要旨

審査庁は、審理員意見書の結論と同様に、本件審査請求には、理由がないから、棄却されるべきであると考えてるので、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第43条第1項の規定により、審査会に諮問する。

(2) (1)の判断をしようとする理由

1の(2)に同じ。

## 第7 調査審議の経過

### 1 本件審査請求を取り扱う審査会の部会

第2部会

### 2 調査審議の経過

調査審議の経過は、次のとおりである。

令和3年2月8日 審査庁が審査会に諮問

令和3年2月24日 第1回調査審議（第2部会）

令和3年3月19日 第2回調査審議（第2部会）

令和3年3月22日 答申

## 第8 審査会の判断の理由

1 一時扶助としての家具什器費は、局長通知第7の2の(6)のアの規定により、2万9,600円の範囲内で支給できるとしているが、「真にやむを得ない事情」により特別基準①により難いと認められる時は4万7,100円にの範囲内で支給することができる」とされている。審査請求人は、自身が購入した掃除機に対する家具什器費の支給に当たっては特別基準②が該当すると主張していることから、審査請求人の掃除機の購入に真にやむを得ない事情が認められるのかについて検討する。

2 処分庁は、令和2年3月25日に審査請求人が提出した保護変更申請書を受け取り、同月27日に審査請求人の自宅を訪問し、申請に係る金額が分かる書類として見積書等を提出するよう依頼した。審査請求人が同月31日に提出した掃除機の見積額が〇円であったため、処分庁が同年4月2日に審査請求人に当該掃除機でなければならない理由を確認したところ、審査請求人は当該掃除機を購入したい旨を述べるだけで、その理由を説明しなかった。「真にやむを得ない事情」については、問答集第7の43（答）においてその具体的な内容が記載されているが、審査請求人が当該掃除機を購入することが必要である理由を具体的に説明しなかったため、処分庁は当該掃除機の購入が「真にやむを得ない事情」に該当するとは認められないと判断したものである。

3 したがって、処分庁が、特別基準②を適用せず、特別基準①の上限額を支給した本件処分に違法又は不当な点は認められない。

### 4 結論

以上の理由から、第1の審査会の結論のとおり判断するものである。

京都府行政不服審査会第2部会

委員（部会長） 西村 幸三

委員 小谷 真理

委員 杉江 正徳